

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から当該選挙の期日までの間、衆議院小選挙区新潟県第5区の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成29年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎